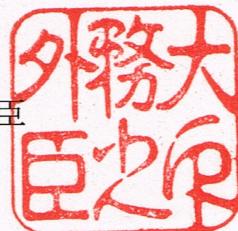


情報公開第00768号
平成29年08月18日

異議申立て人総代
[REDACTED] 様

外務大臣



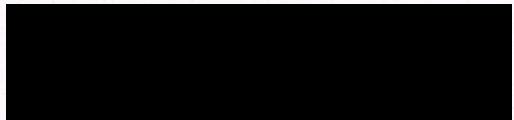
決定書の謄本送付について

平成25年03月22日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本を送付します。

付属添付

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

決 定 書



「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「法」という。）に基づく開示請求に対する行政文書開示決定等（平成25年1月21日付け情報公開第00106号及び同年1月25日付け情報公開00135号、以下「原決定」という。）に対して、上記異議申立人が平成25年3月22日付で提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

原決定において不開示とした部分のうち、平成26年4月2日付け情報公開00809号により追加開示した箇所を除く部分については、別表の1に掲げる部分について、異議申立てを一部認容し、原決定を変更して開示し、また、別表の2のとおり不開示理由を追加及び変更する。

その余の部分については、異議申立てを棄却する。

異議申立ての要旨

原決定を取り消すとの決定を求める。

決定の理由

改めて検討した結果、別表の1に掲げる部分については、開示しても法5条各号に該当するとは言えず、開示すべきであり、また、別表の2のとおり不開示理由を変更及び追加することが妥当であると判断するに至った。

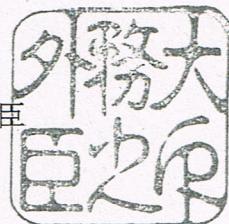
その余の部分については、不開示とした原決定は妥当であると判断するに至った。

よって、主文のとおり決定する。

なお、本件異議申立てに関し、法18条の規定に基づき、平成27年1月13日付け情報公開第00090号により情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、平成29年5月1日付け平成29年度（行情）答申第31号を得た。

平成29年8月18日

外務大臣



別表

1 改めて開示する部分

文書番号	改めて開示する部分
22	54頁目及び55頁目
23	42頁左端番号17ないし20, 23, 24及び36の船主の欄
26	51頁目
27	17頁目及び18頁目
28	12頁目及び13頁目のいずれも表題及び項目
35	203頁目
43	23頁目, 24頁目, 34頁目及び63頁目ないし72頁目
47	7頁目
54	283頁目, 294頁目及び357頁目
61	28頁目及び43頁目の団体名
73	196頁目, 204頁目, 206頁目, 210頁目, 211頁目, 213 頁目, 223頁目, 230頁目, 231頁目, 233頁目, 283頁目, 298頁目, 386頁目, 387頁目
78	36頁目
81	21頁目
85	16頁目
89	6頁目ないし8頁目, 11頁目, 12頁目
91	4頁目下から6行目
94	7頁目ないし9頁目, 12頁目, 13頁目
97	7頁目の2行目
100	1頁目(一覧表右端の欄)
102	15頁目
113	1頁目, 5頁目, 10頁目, 13頁目, 17頁目, 25頁目, 34頁目, 36頁目, 41頁目, 44頁目, 48頁目, 56頁目, 60頁目, 64頁 目, 67頁目, 69頁目, 72頁目2行目, 9行目及び10行目, 74頁 目, 76頁目, 78頁目, 80頁目, 82頁目, 86頁目, 108頁目, 109頁目, 116頁目, 118頁目本文2行目及び6行目, 119頁 目, 121頁目, 127頁目, 132頁目, 160頁目, 179頁目, 1 88頁目, 191頁目及び195頁目
114	1頁目

省外務印



115	1 頁目, 10 頁目, 15 頁目, 23 頁目, 29 頁目, 34 頁目, 45 頁目, 50 頁目, 53 頁目, 56 頁目, 60 頁目, 68 頁目, 71 頁目, 79 頁目, 82 頁目, 86 頁目及び 90 頁目
120	1 頁目, 6 頁目, 9 頁目, 19 頁目及び 22 頁目
122	1 頁目及び 15 頁目
132	9 頁目, 10 頁目, 16 頁目, 31 頁目ないし 43 頁目の一覧表左から 4 列目, 45 頁目 (印影 3 箇所を除く部分, 46 頁目の印影 1 箇所を除く部分, 47 頁目及び 48 頁目)
134	39 頁目ないし 42 頁目及び 43 頁目 (左側 (66 頁) 1 行目ないし 3 行目)
136	44 頁目及び 45 頁目

2 不開示理由の変更・追加

文書番号	改めて開示する部分
22	98 頁目及び 99 頁目は法 5 条 3 号に該当するため不開示としたが, 当該部分はこれを公にした場合, 特定の法人及び事業を営む個人の権利, 競争上の地位, その他正当な利益を害するおそれがあり, 同条 2 号の不開示事由を追加する。
41	8 頁目及び 9 頁目の不開示部分については, 法 5 条 2 号に該当するとして不開示としたが, 当該部分は, これを公にした場合他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるため, 同条 3 号の不開示事由を追加する。
73	不開示事由のひとつとして法 5 条 5 号該当したが, 法 5 条 4 号に修正する。



本書は、決定書の謄本である。



平成29年08月18日

外務省大臣官房総務課長

